

小林市立紙屋中学校子どもいじめ防止基本方針

平成30年 4月1日改定)

小林市立紙屋中学校

小林市立紙屋中学校子どもいじめ防止基本方針

小林市立紙屋中学校

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

小林市子どもいじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「いじめ防止法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、宮崎県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定された。本校では、県及び市の方針を踏まえ、紙屋中学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本方針を改定し、定めるものとする。

もくじ

第1 いじめの防止等の考え方	
1 いじめの定義	3
2 いじめの理解	3
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1) いじめの未然防止	4
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめへの対処	5
(4) 地域や家庭との連携について	5
(5) 関係機関との連携について	5
第2 いじめの防止等の対策の内容	
1 いじめの防止等のための組織	6
2 いじめの防止等に関する措置	6
(1) いじめの未然防止	6
(2) いじめの早期発見	7
(3) いじめに対する措置	7～9
(4) ネット上のいじめへの対応	10
3 その他の留意事項	11
(1) 組織的な指導体制	11
(2) 校内研修の充実	11
(3) 校務の効率化	11
(4) いじめの防止等の取組の点検・充実	11
(5) 地域や家庭との連携について	11
(6) 関係機関との連携について	11
4 重大事態への対処	12
(1) 重大事態調査のための組織	12
(2) 重大事態の説明について	12
第3 基本方針の点検と必要に応じた見直し	12
【参考】別紙1～4	

第1 いじめの防止等の考え方

1 いじめの定義

(定義) ※いじめ防止対策推進法第1章

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいう。

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている生徒をしっかり守るように努める。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨むこととする。
- 本校からのいじめの一掃を目指すものとする。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を、市の基本方針第2の2（2）に示す、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。
- 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となった取組を推進するための普及啓発が必要である。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかつた児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかつた児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

（1）いじめの未然防止

- いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通じ全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を、発達の段階に応じて促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うように努めます。
- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を、発達の段階に応じて促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことにつとめます。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点を大切にします。
- 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりに努めます。

- いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となった取組を推進します。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることに努めます。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努めます。
- 特に、保護者の皆様には、児童生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努めるようお願いします。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、委員会等への電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることを大切にします。
- いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

(3) いじめへの対処

- いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の安全を確保し、苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図ります。
- 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進します。
- より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することに努めます。

(5) 関係機関との連携

- いじめの問題への対応においては、例えば、学校や市教育委員会において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等を想定）との適切な連携が必要であり、日頃から、学校や市教育委員会と関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておくように努めます。

第2 いじめの防止等の対策の内容

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。また、生徒との話合いの場をもつなど、生徒の意見を積極的に取り入れていきます。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

※別紙1参照

(1) いじめの防止

ア 生徒が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。
- ・異学年交流会の実施
 - ・学級活動での話合い活動の実施
 - ・縦割り清掃活動の実施
 - ・ボランティア活動の推進
- (イ) 生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。
- ・生徒会活動による相談箱の設置
 - ・特別活動等における生徒同士の相談活動の推進

- (ウ) いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を、生徒自身により企画実施します。
- ・全校学習集会の実施
 - ・学校行事（文化祭等）での企画展示

イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。また、生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を取り入れた授業を推進します。
- (イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指します。
- (ウ) 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことをを目指します。なお道徳科において生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための取組を推進します。

(エ) 日常の教科指導はもちろんのこと、こすもす科の中でのソーシャルスキルトレーニングやキャリア教育を通して、児童生徒がお互いを認め合う学級づくりに努めます。

(オ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- ・ P T A 総会での学校の方針説明
- ・ 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告
- ・ 学校公開（オープンスクール）の実施・保護者を対象とした研修会の開催

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

○生徒の発する具体的なサインの作成と共有 **※別紙2、3参照**

イ 定期的に教育相談週間を設け、相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

○教育相談週間の設定

○いじめの相談窓口の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

○学校独自のアンケートの実施

○県下一斉のアンケートの実施

エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

○職員会議での情報の共有

○進級時の情報の確実な引き継ぎ

○過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

※別紙4参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

○教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。

○いじめ被害者生徒や通報した生徒の安全確保を最優先とします。

イ 情報の共有

○アの情報を受けた教職員は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、全職員への情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

○速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。

○調査の時点で、いじめがあると判断された場合は、調査内容を校長が市教育委員会へ直ちに報告します。

○生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。

○必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施

により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

- 質問紙の作成については、市教育委員会を通して、西諸地区いじめ問題対策専門家委員会に意見を求めて作成します。
- 聞き取りにおいて、生徒が希望する場合は、臨床心理士等が対応できる構築に努めます。
- 各教職員は、学校の定めた方針に従って、いじめに係る情報を適切に記録します。また、特定の教職員が情報を抱え込まないようにします。いじめについて報告を行わない場合は、法第23条1項の規定に違反し得ることとなります。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。いじめは、単に謝罪を持って、安易に解消することはできません。次の要件について継続的に支援します。

- ・いじめに係る行為が止んでいることなどを確認する。すなわち、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を含む）が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上であることを確認する。
- ・学校内外の心身の安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る。生徒が希望すれば、スクールカウンセラー等への相談を計画する。
- ・支援を継続しながら現在の状況について相談し、今後の対策について、共に考える。
- ・個性を発揮し活躍できる活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・該当生徒を中心として学級、学校、地域全体で温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める
- ・校長を中心として、保護者からの相談が密にできるように相談体制を構築する。

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる・今後の生き方を考えさせる
- ・人格の成長を旨として教育的配慮を忘れないようする。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者的心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをした、止めようとしたたりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める
- ・教科、道徳、学級活動、全領域における指導の徹底に努める。

オ 関係機関への報告

○校長は市教育委員会への報告を速やかに行います。

○生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

○全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上に特定の子どもの悪口や誹謗中傷を文字や画像を使って書き込んだりすることにより行われるいじめのことです。

具体的には・・・

- ・特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等にメール送信する
- ・特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する
- ・口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで誹謗中傷を書き込む
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して誹謗中傷の書き込む等

以上のようなことは犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

○フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
(家庭内ルールの作成など)

○教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。

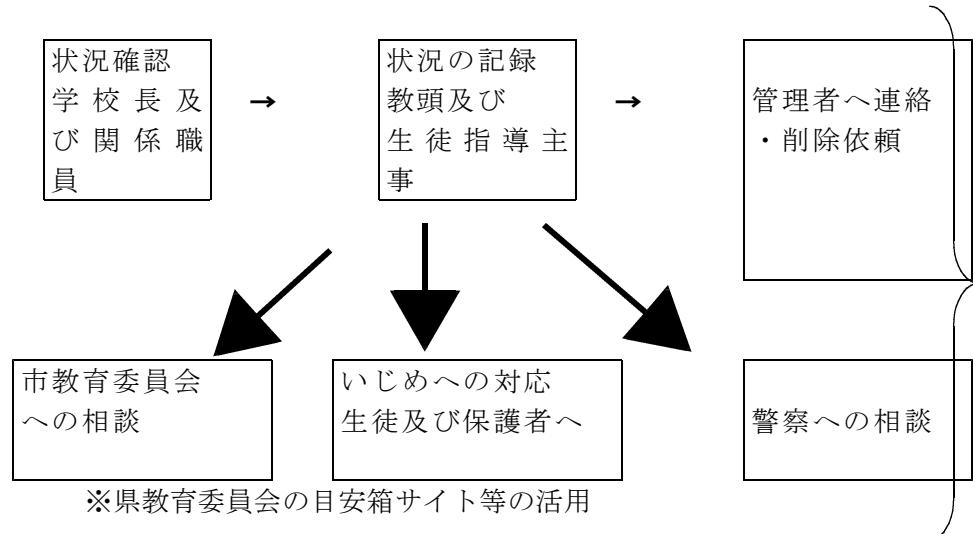
○生徒を対象とした、ネット社会の危険性についての講話等を実施します。

○インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

○被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。

○不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) いじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようするため、PTAや地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となり対応をしていきます。

ア 教育委員会との連携

○関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法

○関係機関との調整

イ 警察との連携

○心身や財産に重大な被害が疑われる場合

○犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

○スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用

（市教育委員会への依頼）

○家庭の養育に関する指導・助言

○家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

○精神保健に関する相談

○精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) 重大事態調査のための組織

いじめ事案が、次の状況にある場合には、重大事態として直ちに校長が、市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が、設置する重大事態調査のための組織（西諸地区いじめ問題対策専門家委員会）に協力することとします。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

○生徒が自殺を企図した場合

○精神性の疾患を発症した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○高額の金品を奪い取られた場合など

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

○年間の欠席が30日程度以上の場合

○連続した欠席の場合は、状況により判断する。

（連絡なく3日連続で欠席の場合は、家庭訪問を実施する）

(2) 重大事態についての説明

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- ・ 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
- ・ また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- ・ 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。